

## 平成30年度第3回定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年6月25日(月)午後1時30分～午後2時20分

2 開催場所 加美町小.野田支所 2階会議室

3 出席委員(19名)

会 長	19番	我孫子武二
会長職務代理者	18番	三浦泉
委 員	1番	半田守
〃	2番	天野勇一郎
〃	3番	二瓶宏男
〃	4番	尾出弘子
〃	5番	高橋京一
〃	6番	小山京子
〃	7番	板垣文一
〃	8番	三嶋秀二郎
〃	9番	畠山義信
〃	10番	杉村昭宏
〃	11番	千葉連悦
〃	12番	畠山明美
〃	13番	尾形徳夫
〃	14番	澁谷幹男
〃	15番	伊藤登喜子
〃	16番	齋田洋一
〃	17番	佐々木信幸

4 欠席委員(なし)

## 5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	会議書記の指名
日程第4	報告第7号 非農地証明書の交付について
日程第5	報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	報告第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第9	議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議案第10号 農用地利用集積計画の審査について

## 6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

## 7 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第3回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後1時30分 開会〉

\*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成30年度加美町農業委員会第3回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

\*会長（我孫子武二会長） 第3回定例総会、梅雨の晴れ間で非常に農作業のしやすい今日ですが、お忙しい中大変ご苦労さまでございます。

皆さんご存知だとは思いますが、TPP11が先般の参議院を通過いたしました。参議院を通過するとなれば法制化するのは年内中ではないかと思えます。そういう中で、我々農業者にとって非常に懸念される部分がございます。きちんとした対応をしてもらいたいなというふうに思います。

今月に入りまして私自身は大変忙しい日々を過ごしました。議会もございましたし、県の会議も2日ほどございました。22日に宮城県農業会議との意見交換がございました。毎年3つから4つの委員会を回りまして、意見を聴取するという活動でございます。今までですと、建議といえば、それに対する県からの返答をもらえるんですけども、あくまでも意見には返答はもらえない事業なんですけれども、今まで通り県や町に対しては、我々の意見を伝えていきたいなというふうに思います。町議会については、委員会に通達がございました。そのことについては全体会の場で皆さんに報告したいと思います。

本日も皆さんの慎重な審議をお願いしまして挨拶といたしたいと思います。よろしく申し上げます。

\*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

\*議長（我孫子武二会長） ただいまの出席委員は19名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（我孫子武二会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、4番 尾出弘子委員、7番 板垣文一委員をお願いいたします。

---

### 日程第2 会期の決定

\*議長（我孫子武二会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これ

にご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議書記の指名

\*議長（我孫子武二会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

### 日程第4 報告第7号 非農地証明書の交付について

\*議長（我孫子武二会長） 日程第4、報告第7号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

\*事務局（鎌田裕之次長） 報告第7号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。平成30年6月25日提出、加美町農業委員会会長 我孫子武二。

#### [ 報告第7号

登記簿 畑 現況 宅地。面積169㎡。

国土調査時において畑として登記されたが、宅地として利用変更され、現在に至る。農地台帳からは既に削除されており、固定資産税も宅地として課税されている。

登記簿 田 現況 宅地。面積230㎡。

昭和51年5月25日付け、宮城県指令第338号で農地法第5条転用許可を受け宅地としたが、地目変更登記を行わず、現在に至る。

登記簿 田 現況 宅地。面積442㎡。

国土調査時において田として登記されたが、宅地として利用変更され現在に至る。農地台帳からは既に削除されており、固定資産税も宅地として課税されている。

以上3件の非農地証明書交付について説明。 ]

\*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第7号を終了いたします。

---

日程第5 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

\*議長（我孫子武二会長） 日程第5、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

\*事務局（猪股雅敬主事） 報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。平成30年6月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[ 報告第8号

賃貸借の合意解約通知受付

5月17日受付 地目 田、地積3㎡ 外7筆  
(農地中間管理事業の推進に関する法律)

5月17日受付 地目 田、地積3㎡ 外7筆  
(基盤強化促進法)

5月29日受付 地目 田、地積2,221㎡ 外1筆  
(基盤強化促進法)

6月5日受付 地目 田、地積4,275㎡  
(基盤強化促進法)

以上、26,985㎡の合意解約について説明。 ]

\*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて報告第8号を終了いたします。

---

日程第6 報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について

\*議長（我孫子武二会長） 日程第6、報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

\*事務局（鎌田裕之次長） 報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について。この

ことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。  
平成30年6月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

〔 報告第9号

工事完了報告書

4月6日受付 第5条

豚舎建設、28年11月25日許可。30年3月28日完了。

5月30日受付 第5条

駐車場、27年9月16日許可。27年10月10日完了。

5月31日受付 第4条

集団住宅、27年1月19日許可。27年10月31日完了。

5月31日受付 第5条

パイプハウス、倉庫及び駐車場、29年2月27日許可。29年4月30日完了。

6月1日受付 第4条

一般個人住宅、27年5月1日許可。27年10月30日完了。

6月1日受付 第5条

駐車場、27年5月20日許可。申請時に既に舗装済。

6月1日受付 第5条

太陽光発電設備設置、27年6月22日許可。27年8月31日完了。

6月1日受付 第5条

居宅建築、28年3月16日許可。28年7月30日完了。

6月4日受付 第5条

駐車場、25年9月17日許可。25年11月10日完了。

6月4日受付 第5条

資材置場、25年9月17日許可。26年4月1日完了。

6月4日受付 第5条

一般個人住宅、25年12月16日許可。27年8月6日完了。

6月4日受付 第5条

農業用施設、26年4月18日許可。26年6月20日完了。

6月4日受付 第5条

一般個人住宅、26年7月17日許可。27年5月17日完了。

6月4日受付 第5条

一般個人住宅、26年9月18日許可。27年3月30日完了。

6月4日受付 第5条

太陽光発電設備設置、26年11月18日許可。27年6月15日完了。

6月4日受付 第5条

居宅建築、27年7月17日許可。28年1月7日完了。

6月5日受付 第5条

一般個人住宅、26年2月17日許可。26年6月30日完了。

6月5日受付 第5条

一般個人住宅、26年2月17日許可。26年6月30日完了。

6月5日受付 第5条

一般個人住宅、26年2月17日許可。26年6月30日完了。

- 6月5日受付 第4条  
太陽光発電設備設置、26年8月22日許可。26年12月22日完了。
- 6月5日受付 第5条  
資材置場、26年10月17日許可。26年11月30日完了。
- 6月5日受付 第5条  
駐車場、28年8月25日許可。30年2月10日完了。
- 6月5日受付 第5条  
居宅建築、28年8月25日許可。29年6月20日完了。
- 6月5日受付 第5条  
居宅建築、29年5月25日許可。29年10月2日完了。
- 6月6日受付 第5条  
宅地拡張、27年8月18日許可。27年9月15日完了。
- 6月6日受付 第4条  
駐車場及び回転スペース、28年5月1日許可。28年6月30日完了。
- 6月7日受付 第5条  
店舗、25年12月16日許可。26年7月10日完了。
- 6月7日受付 第5条  
一般個人住宅、26年7月17日許可。26年8月31日完了。
- 6月8日受付 第5条  
一般個人住宅、25年10月16日許可。26年6月30日完了。
- 6月8日受付 第5条  
集団住宅、26年10月17日許可。27年12月22日完了。
- 6月8日受付 第5条  
集団住宅、27年1月19日許可。28年2月25日完了。

#### 工事進捗状況報告書

- 5月31日受付 第5条  
資材置場、29年9月25日許可。30年5月31日現在の進捗率50%。
- 6月1日受付 第5条  
駐車場、26年12月18日許可。30年6月1日現在の進捗率0%。
- 6月1日受付 第5条  
中古車展示場、28年3月16日許可。30年6月1日現在の進捗率20%。
- 6月4日受付 第5条  
一般個人住宅、25年7月16日許可。30年6月4日現在の進捗率0%。
- 6月4日受付 第5条  
グループホーム、26年12月18日許可。30年6月4日現在の進捗率0%。
- 6月4日受付 第5条  
建売住宅、28年9月26日許可。30年6月4日現在の進捗率60%。
- 6月5日受付 第5条  
一般個人住宅、26年10月17日許可。30年6月5日現在の進捗率0%。

以上38件の工事進捗状況、工事完了報告書について説明。 ]

\*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） はい。5番 高橋委員。

\*5番（高橋京一委員） はい。8番と11番について質問です。いわくつきの会社ですが、片方は舗装してあり、もう一方はご存じのようにいつまで経っても未着工のままだと。何度も申請してきているわけですがけれども、何とも腑に落ちない案件です。この会社というのは。委員会としてはその辺をもう一度考える時期に来ているのではないかなど。申請すれば必ず受けられるんだというような形で申請をしてきているのか、そこを事務局、そして会長のほうから、こういう形でもこういうのではないかなどというようなニュアンスと言いますか、当然と言いますか、そういうのを頂ければ幸いかなというふうに思います。以上です。

\*事務局（太田浩二局長） ご指摘があった関係なんですけれども、実は私が次長でいた当時も2件ほど許可は出たんですけれども進んでいなかったということがありまして、その時に直接会社様のほうに、こういうふうな形で許可をもらって、してないということになってくると、今後信用が無くなりますので、そういったことで注意はしていますので、今後は十分に注意、指導を行っていきたいと考えております。

\*議長（我孫子武二会長） いつか私も提案したことがあると思うんですけれども、こういう業者については、1つの手立てとして、申請時に申請人を参考人としてここに呼んでお話を聞くという。そのお話を聞いた後に許可を出すか出さないかを皆さんに判断していくというような方法もあると思います。それから、今回の完了報告は今までにない件数だったんですけれども、許可書を出す際、文面に進捗状況の報告、完了報告書の提出をお願いする内容が書かれています。こうして見ると、許可を受けた方々は文面を読んでいないということがわかります。許可書を取りに来た際は、口頭でも伝えてくださいというようなお話をしております。

ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第9号を終了いたします。

---

#### 日程第7 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

\*議長（我孫子武二会長） 日程第7、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

\*事務局（猪股雅敬主事） 議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について。  
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年6月25日提出。加美町農業委員会会長、我孫子武二。

24ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

番号1、渡人、A氏、64歳。受人、B氏、37歳。申請地は、平柳字下谷地の田、外6筆で、面積8,950㎡。後継者へ使用貸借をするものでございます。

番号2、渡人、C氏、68歳。受人、D氏、55歳。申請地は、字新空沼の田、外6筆で、面積9,845㎡。経営規模拡大のため売買により取得するものでございます。以上で説明を終わります。

\*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号2番について、13番、尾形徳夫委員をお願いします。

\*13番（尾形徳夫委員） 13番、尾形が報告いたします。6月9日に譲渡人、譲受人に調査をいたしました。譲渡人の水田なんですが、今まで譲受人と同じ集落のE氏という方をお願いしていたそうなんですが、今回の売買のお話をしたところ、難しいとの返答を頂きまして、C氏の田に隣接しているD氏に話をしたら経営規模拡大のためということで売買が決定いたしました。譲渡人に電話で聴き取りを行い、譲受人と現地を確認した結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） はい。5番、高橋委員。

\*5番（高橋京一委員） 前に言ったような気もするんですが、終了が6月30日となっています。なぜこれを12月にしないんですか。作付の最中に期間が切れるというのは、親子間であってもトラブルになる場合もあるのでは。

\*事務局（猪股雅敬主事） 申請番号1番について説明いたします。B氏は大崎市にも農地を所有しており、今回農業者年金受給の為に10年以上の契約をするのが条件でございました。大崎市に確認したところ、貸借期間を平成30年7月1日から平成40年6月30日とするとのことで、加美町もそれに合わせた申請とさせていただきます。親子間の使用貸借ということで、作付の途中で期間が切れるということにはなるんですが、このまま継続していただくということでお話をさせていただいておりましたので、よろしく願いいたします。以上です。

\*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \* 議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \* 議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

日程第8 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第9 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

- \* 議長（我孫子武二会長） 議案第8号、4条の申請番号1番と議案第9号、5条の申請番号1番は、同一事業につき、議案第8号と9号を一括審議し、採決はそれぞれといたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \* 議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。日程第8、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について。日程第9、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について。事務局より説明をさせます。

- \* 事務局（鎌田裕之次長） 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年6月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年6月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

26ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は3件です。また、52ページのほうになりますが、今月の農地法第5条の許可申請は2件となっております。

4条の番号1、5条の番号1は同一の事業となります。資料については、4条の28ページ、事業計画書概要から33ページまでをご覧ください。

4条の番号1ですが、申請者は、加美町字百目木一番…番地、F氏。申請地は、字赤塚…番の田、1,031㎡。

5条の番号1は、譲渡人が、加美町字百目木一番…番地、G氏。譲受人が、4条の申請者と同じ、加美町字百目木一番…番地、F氏。申請地は、字赤塚…番の田、外1筆。面積は、2筆で1,116㎡。4条、5条合わせて3筆、2,147㎡となっております。申請事由は、4条については申請者が、5条については譲受人が

譲渡人から土地を使用貸借により借り受け、コンビニエンスストアを建設するものです。事業資金は、銀行融資…万円で、転用計画は平成30年7月20日の着工、平成30年11月20日の完成予定となっております。申請地は、加美町役場の南南東約1km、中新田市街南部の国道457号沿線に位置し、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしている区域であることから第3種農地と判断したものです。

4条の番号2。資料は、36ページの事業計画書概要から42ページまでになります。申請者は、加美町菜切谷字青木原…番地…、H氏。申請地は、菜切谷字青木原…番の畑。面積は、1,102㎡。申請事由は、居宅建築を行うものです。事業資金は、自己資金…円と銀行からの融資…万円の、合わせて…円です。転用計画は、平成30年7月1日着工、平成30年11月30日の完成予定で、住宅1棟、103.71㎡を建設するものです。申請地は、加美町役場の北北西約6.5kmに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、中山間地に存在する生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。本案件は、本年1月の定例総会に農業振興地域整備計画変更案件として上程されたものです。申請地は、周辺に住宅等が点在する区域の宅地に隣接した農地であり、今回、申請人が老朽化した自宅を建て替えるに当たり、生活の利便性を考慮し、当該地に住居を建設しようとするもので、隣接する農地への影響もないと見込まれることからやむを得ないものと判断いたしました。

4条の番号3。資料は、44ページの事業計画書概要から50ページまでになります。申請者は、加美町字鹿原三杉中…番地、I氏。申請地は、字鹿原三杉中…番…の田、面積は522㎡。申請事由は居宅建築であります。事業資金は、自己資金…万円と銀行融資…万円の、合わせて…万円です。転用計画は、平成30年8月8日着工、平成30年12月16日完成予定で、住宅1棟106.41㎡を建設するものです。申請地は、加美町役場小野田支所の南西約4.9kmに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、中山間地の、宅地に連続する生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。本件申請地は、周辺に住宅等が点在する区域の宅地に隣接した農地であり、今回、申請人の自宅が老朽化したため既存建物を残したまま、その南側にあたる申請地に居宅を新築するなどするもので、隣接する農地への影響もないと見込まれることからやむを得ないものと判断いたしました。

続いて5条の番号2。資料は、58ページの事業計画書概要から62ページまでになります。譲渡人は、加美町字下野目東田北…番地、J氏。譲受人は、東京都大田区西六郷…丁目…番…号、K社、代表取締役 L氏。申請地は、字下野目…番の畑、面積は375㎡。申請事由は、売買により駐車場の拡張を行うものです。事業資金は、自己資金…円で、このうち土地代は…万円です。転用計画は、平成30年7月20日から平成31年7月20日までとなっております。申請地は、加美町役場の西約2.9kmに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接していることから第2種農地と判断いたしました。本案件は、本年1月の定例総会に農業振興地域整備計画変更案件として上程されたものです。申請地は、国道347号沿いに住宅、事業所等が連続する区域の宅地に隣接した農地で、譲受人の事業所敷地の南東をL型に囲ぎようする変形農地であり、生産性は低いと考えられます。

譲受人の事業環境の改善のため駐車スペースの拡張が必要になったものであり、隣接する農地への影響もないと見込まれることからやむを得ないものと判断いたしました。以上、4条3件、5条2件の上程となります。

\*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、4条申請番号1番から申請番号3番、並びに5条申請番号1番、2番について、12番、畠山明美委員をお願いします。

\*12番（畠山明美委員） 12番、畠山です。6月15日に、千葉委員、尾形委員、私、事務局の5名で現地調査を行いました。4条の1番と5条の1番が関連しており、F氏とお会いしまして、お話を聞いてきました。周囲は住宅があり、田が3枚4枚残っているようなところがございます。コンビニエンスストアは、東側に二カ所の入り口と出口を作るようがございます。農地に面する西側にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止するということでしたので許可相当と判断いたしました。

4条の2番について。青風園やりんご園を過ぎて行ったところで、周りには畑が広がっているところございました。現地には細い雑木や萱が伸びており、それを切ったようなところで、耕作放棄地だったのではないかというようなところございました。周りの土地はH氏の土地であり、雨水は自分の土地に流すということでもございました。許可相当と判断してまいりました。

4条の3番について。現地は畑として使っているところが少しと、庭の一部となっております。水路との間に植栽を行い、土砂の流出を防止するというところでもございました。許可相当と判断いたしました。

5条の2番について。この土地は田の土手の延長となっております。前々から売買をするということで話がついていたということを本人が申しておりました。L型擁壁を設置し、土砂の流出を防止ということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

\*議長（我孫子武二会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） はい。8番、三嶋委員。

\*8番（三嶋秀二郎委員） 転用していろいろな施設を作るとき、自己資金のほかに融資と言っていますが、具体的にJAバンクとか、借入先、特に今回はコンビニに1億以上の融資をしているとありますが、当初ですね、工事着手、未着手、あるいは進捗率がありますけれども、そういう中で資金不足ということで未着手ということもあるようですが、農業委員会でこういった4条5条の申請を受けるとき、銀行なり農協からの融資、そういった証明書を取ると思うんですが、その辺についてもう少し厳重にしたほうがいいんじゃないかなと思うんです。資金不足などもあるので、資金計画を慎重にやっていただきたいなと思います。以上です。

\*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。次に、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第10号 農用地利用集積計画の審査について

\*議長（我孫子武二会長） 日程第10、議案第10号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

\*事務局（猪股雅敬主事） 議案第10号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成30年6月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

64ページをご覧ください。今月の農用地利用集積の審議は、売買1件、賃貸借1件、使用貸借1件の計3件でございます。

番号1、渡人、M氏、91歳。受人、I氏、68歳。申請地は、字鹿原中野原の田1筆で面積4,275㎡。権利移動の種別は売買で、売買金額は総額60万円でございます。

番号2、渡人、N氏、91歳。受人、O氏、63歳。申請地は、下新田字東田の田、外5筆。面積、20,848㎡。権利移動の種別は賃貸借でございます。

番号3、渡人、P氏、74歳。受人、Q氏、52歳。申請地は、字小瀬屋敷の畑ほか14筆。面積34,004㎡。農業者年金受給のため後継者に使用貸借の再設定をするものでございます。

以上、3案件で田18筆、畑4筆、面積59,127㎡となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

す。

\*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第10号、農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号、農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成30年度第3回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時20分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年6月25日

議 長 我 孫 子 武 二

署名委員 尾 出 弘 子

署名委員 板 垣 文 一